

議案第二十一号

三朝町立学校教職員の服務の宣誓に関する条例の制定について

次のとおり三朝町立学校教職員の服務の宣誓に関する条例を制定することについて

て、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、

本議会の議決を求める。

昭和四十五年二月十二日

三朝町長、坂出雅巳

昭和四十五年三月拾貳日 原案可決

三朝町議会議長牧田禎



三朝町立学校教職員の服務の宣誓に 関する条例

(昭和 年 月 日)
条例 第 号

(この条例の目的)

第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三十一条の規定に基づき、三朝町立学校に勤務する教職員（以下「教職員」という。）の服務の宣誓に関し規定することを目的とする。

(服務の宣誓)

第二条 新たに教職員となつた者は、教育委員会又は教育委員会の定める者の面前において、別記様式による宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行なつてはならない。

(権限の委任)

第三条 この条例に定めるものを除くほか、教職員の服務の宣誓に関し必要な事項は、教育委員会が定めることができる。

附則

1 この条例は、公布の日から施行する。

第八編 教育（学校教職員の服務の宣誓に関する条例）

【鳥中文】

2 この条例施行の日の前日までに教職員となつた者は、第二条の規定に基づき服務の宣誓を行なつたものとみなす。

3 三朝町立学校教職員の服務の宣誓に関する条例（昭和十四年三朝町条例第二十号）は、廃止する。

別記様式

宣誓書

私はここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は教職員として、教育基本法の本旨を体するとともに、教育の目的を達成する自己の使命と、公務の民主的、かつ、能率的に運営すべき責務を深く自覚し、誠実、かつ、公正に、職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏 名